

身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成 令和 () 歳	男・女					
住所							
①障害名（部位を明記）	じん臓機能障害	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	5	1	0		
5	1	0					
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）						
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所						
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）							
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日							
⑤総合所見							
<p style="text-align: right;">[将来再認定 要（ 年 月）・不要]</p> ※再認定は、将来障害程度の軽減が見込まれるものや、透析離脱の可能性がある場合のみ必ず記入してください。							
⑥その他参考となる合併症状							
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 ※診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。							
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない							
注意 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。							

じん臓機能障害の状況及び所見

検査所見は透析導入前の値を記入するが、すでに慢性透析が実施されている場合は、透析療法開始直前のものを記入すること。

該当するものを○でかこみ、各項目の記載漏れがないように留意し、特に尿量、電解質異常、じん性貧血、代謝性アシドーシス等については、必ずその検査値も記入すること。

1 じん機能

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 (ml/分) 測定不能
イ 血清クレアチニン濃度 (mg/dl)
ウ 血清尿素窒素濃度 (mg/dl)
エ 24時間尿量 (ml/日)
オ 尿所見 ()

2 その他参考となる検査所見

(胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等)

3 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の [] 内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症状 (有・無) []
イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振、悪心、嘔吐、下痢]
ウ 水分電解質異常 (有・無) [Na mEq/l、K mEq/l
Ca mg/dl、P mg/dl
浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血、
その他 ()]
エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) []
オ エックス線写真所見上における骨異栄養症 (有・無) [高度、中等度、軽度]
カ じん性貧血 (有・無) [Hb g/dl、Ht %
赤血球数 $\times 10^4/\text{mm}^3$]
キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO₃ mEq/l]
ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧 (/ mmHg)
※有の場合は、降圧剤服用の有無 (有・無)
ケ じん疾患に直接関連するその他の症状 (有・無) []

4 現在までの治療内容

(慢性透析療法の実施 有・無 (回数 /週、開始年月日 年 月 日) 等)

5 日常生活の制限による分類

日常生活の制限の程度は、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるので、該当項目を慎重に選ぶこと。

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。(非該当)
イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。(4級相当)
ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。(3級相当)
エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの。(1級相当)